

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、上牧町長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十八年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 二 測量の地域 上牧町の一部
- 三 測量の終了年月日 平成二十七年十二月二十二日